

所の裁判官に、司法警察職員のした押収又は押収物の還付に関する処分に対する不服申立ては司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

(刑事訴訟法等の適用)

第十三条 檢察官、検察事務官若しくは司法警察職員のする処分、裁判官のする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官のする裁判については、この法律に特別の定めがあるものほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

(处分を終えた場合等の措置)

第十四条 檢事正は、共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならない。第五条第一項第三号の国の機関の長が証拠の収集を終えたときも、同様とする。

都道府県公安委員会は、警察本部長が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を国家公安委員会に送付しなければならない。

国家公安委員会は、警察庁長官が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠又は送付を受けた証拠を法務大臣に送付するものとする。

第五条第二項の規定により共助の要請に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、当該書類又はその謄本を法務大臣に送付するものとし、送付することができないときは、共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければならない。

法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に關し要求が遵守しなければならない条件を定めるものとする。

法務大臣は、前項の条件を遵守する旨の要請の保証がないときは、共助をしないものとする。(共助をしない場合の通知)

第十五条 法務大臣は、第五条第一項第二号若しくは第三号又は第二項の措置を採つた後において、共助をしないことを相当と認めたときは、

遅滞なく、その旨を共助の要請に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

(協議)

第十六条 法務大臣は、要請が第四条第一号に該当するものと認めて共助をしないこととするととき、要請に応ずることが相当ないと認めて共助をしないこととするととき及び第十四条第五項の条件を定めるときは、外務大臣と協議するものとする。

法務大臣は、第五条第一項各号の措置を探ることとするとときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の要請に関する書面において証拠の収集を行う機関が明らかな場合を除き、所管に応じて国家公安委員会及び同項第三号の国の機関の長と協議するものとする。

(最高裁判所の規則)

第十七条 この章に定めるもののほか、令状の発付、証人尋問及び不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。(国際刑事警察機構への協力)

一 相当と認める警察庁又は都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。

三 場合に準用する。

四 第二条(第三号を除く)の規定は、前項の規定による調査を指示することができる。

五 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に關係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。

六 調査において調査を行う機関が明らかな場合を除き、所管に応じて、同項第二号の国の機関の長と協議するものとする。

七 第一項第一号の指示を受けた場合における調査は、警察本部長は、その都道府県警察の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。

査のための必要な措置を探ることを命ずるものとする。

第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第一号、第四条第一号又は次の各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。

二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。

三 期限が三十日を超えるとき。

四 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国裁判所に係属するとき。

五 第十四条第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定は、国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

六 法務大臣は、第一項の決定をしたときは、国内受刑者が收容されている刑事施設の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ぜるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない。

(引渡しに関する措置)

第二十条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を交付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを要請国に送付しなければならない。

3 前二項の規定にかかるわらず、第三条第一項に係る書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に該要請に係る調査のための必要な措置を探ることを命ずることができる。

4 前条第三項の規定による命令を受けた刑事施設の長は、要請国の官憲から受領許可証を示し、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送(受刑者証人移送の決定等)

第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第一号、第四条第一号又は次の各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

前項の規定により国内受刑者の引渡しを受けた要請国の官憲は、速やかに、国内受刑者を要請国内に護送するものとする。

(国内受刑者の移送期間の取扱い)

第二十一条 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間(身体の拘束を受けているかつた期間を除く。)は、刑の執行を受けた期間とみなす。

4 国内受刑者施設及び被収容者等の待遇に関する法律の特則

第二十二条 第二十条第四項の規定による国内受刑者の要請国官憲への引渡しは、刑事収容施設及び被収容者等の待遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第五十二条、第五十三条第一項(同法第三百三十二条第六項において準用する場合を含む。)及び第二項、第八十五条第一項、第九十八条第一項、第二項及び第四項、第一百零四項、第一百三十二条第三項、第五項及び第七項、第一百六十四条第一項(同法第一百六十五条第三項において準用する場合を含む。)及び第二項、第一百六十六条第三項(同法第一百六十七条第四項及び第六十六条第四項において準用する場合を含む。)、第一百六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項、第一百六十九条第一項、第二項及び第四項、第一百七十一条第一項、第二項及び第四項、第一百七十二条第一項、第二項及び第四項、第一百七十五条の規定の適用については、釈放でないものとみなす。

5 前項の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合には、要請国へ受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

6 前条第三項の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合には、要請国へ受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

7 前二項の規定にかかるわらず、第三条第一項に係る書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に該要請に係る調査のための必要な措置を探ることを命ずることができる。

8 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に該要請に係る調査のための必要な措置を探ることを命ずることができる。

9 警察官又は前項の国の機関の職員は、前三項の調査に關し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

いて、同法第二百三十二条第五項第一号及び第七項中「第五十四条第一項各号のいずれか」とあるのは「第五十四条第一項第一号」と、同条第六項中「第五十四条第一項」とあるのは「第五十四条第一項（第二号及び第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

第四章 外国受刑者の拘禁

（外国受刑者の拘禁）

第二十三条 檢察官は、外国受刑者（外国において懲役刑若しくは禁錮刑又はこれらに相当する刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。）であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。

逃亡犯人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六条第一項から第三項まで及び第七条並びに刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第一百二十六条の規定は、前項の受入移送拘禁状により外國受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（外国の官憲への引渡し）

第二十四条 受刑者証人移送として外国の官憲から引渡しを受けた外國受刑者については、その引渡しを受けた日から三十日以内に、これを当該外国の官憲に引き渡さなければならぬ。ただし、天災その他やむを得ない事由によりこの期間内に外國受刑者を当該外国の官憲に引き渡すことができない場合には、この限りでない。

（外國受刑者の拘禁の停止）

第二十五条 檢察官は、病気その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外國受刑者を医師その他適当と認められる者に委託し、又は外國受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。この場合においては、刑事訴訟法第七十四条の規定を準用する。

2 捜査官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

3 逃亡犯人引渡法第二十二条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により外國受刑者の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則 (施行期日) (施行期日) (施行期日)

附 則 抄

第一条 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

（経過措置）

第三条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

（経過措置）

第四条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

（経過措置）

第五条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

（経過措置）

第六条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

（経過措置）

第七条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

（経過措置）

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置）

第九条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（施行期日）

第十条 この法律は、令和四年三月三一日法律第六号抄

（施行期日）

第十一条 この法律は、令和五年五月一七日法律第六八号抄

（施行期日）

第十二条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十三条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十四条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十五条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十六条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十七条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十八条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第十九条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十一条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十二条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十三条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十四条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十五条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

第二十六条 この法律は、令和五年五月一七日法律第二八号抄

（施行期日）

号 第百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十二条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十四条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十六条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十七条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十八条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四十九条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十二条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十三条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十四条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十六条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十七条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十八条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十九条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十二条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）